

事務連絡

平成29年8月2日

住宅改修施工業者 様

今治市健康福祉部

高齢介護課長

住宅改修に係る質問について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

施工業者様から寄せられた住宅改修に係る質問について、下記のとおり回答しますので、ご確認ください。

記

Q 1 住宅改修費の残額の確認について

問 住宅改修費の残額（20万円のうち後いくら残っているか）は、施工業者が高齢介護課に電話等で確認したら、教えてもらえますか。

答 それはできません。まだ、住宅改修を請け負っていない施工業者が営業に活用する情報として残額を知ろうとする可能性もあるため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員以外には教えないこととしています。したがって、残額については、介護支援専門員等を通じて、確認してください。

Q 2 住宅改修の図面について

問 玄関アプローチのみの工事ですが、家屋の平面図は必要ですか。

答 被保険者の生活実態を把握し、承認の適否を判断する際の資料となるため、必要です。したがって、玄関アプローチのみの工事、トイレ又は風呂場のみの工事の場合であっても建物全体の平面図が必要となります。平面図は簡易なものでよく、寸法は不要です。なお、二階建て以上の建物の場合、被保険者の主たる生活の場が一階であれば、二階以上の平面図は不要です。

Q 3 住宅改修工事が完成する前に被保険者が死亡した場合について

問 住宅改修工事が完成する前に被保険者が死亡した場合は、住宅改修費の給付対象となりますか。

答 死亡時に完成している部分までが給付対象となります。したがって、材料等は、取り寄せて

いるがまだ取り付けがなされていない場合や取付けの前に必要な取壊しが終わっただけの場合は、完成部分がないため、住宅改修費の対象とはなりません。

以下受領委任払いについて

Q 4 被保険者が受領委任払いを希望しない場合について

問 登録事業所であっても、本人が受領委任払いを希望しなければ、償還払いによって対応してもいいのですか。

答 構いません。登録事業所は、本人が受領委任払いを希望しているのに正当な理由なく拒否することは許されませんが、本人が希望しなければ従来どおり償還払いでの対応となります。

Q 5 被保険者が新規申請中の場合の受領委任払いについて

問 被保険者が新規申請中の場合は、償還払いで対応してもいいですか。

答 登録事業所でも被保険者が新規申請中で、暫定で住宅改修を行う場合は、償還払いで対応しても構いません。介護支援専門員等に確認した結果、確実に認定となる見込みの場合でも、どちらで対応するかは登録事業所の判断に委ねます。

Q 6 受領委任払用の申請書の受任者欄への押印について

問 受領委任払用の申請書は、受任者として、事業所代表者氏名を記載し押印するようになっていますが、この印は登録届出書に押印した代表者の印でなければならないのですか。

答 登録届出書に押印した印である必要はありません。所長等事業所代表者の認印で構いません。ただし、事業所で使用する印は統一してください。

Q 7 介護保険対象外費用がある場合の受領委任払いの領収書について

問 対象外費用がある場合の受領委任払いの領収書は、介護保険対象1割又は2割の額と介護保険対象外費用の額の内訳が分かるように記載するとされていますが、それぞれを2枚の領収書に分けてもいいですか。

答 分けて領収書を作成しても構いません。それぞれが介護保険対象1割又は2割の額と介護保険対象外費用の額であることがわかるようにただし書に記載してください。

高齢介護課 介護保険担当 0898-36-1526
